



島根県報

令和8年1月13日(火)
第684号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	(高齢者福祉課)	2
知事管理漁獲可能量の変更	(水産課)	2

【特定調達公告】

島根県立中央病院仮想基盤更新構築及び保守業務委託に係る提案競技の実施	(病院局)	3
島根県立中央病院医用画像管理システム更新構築運用保守業務委託に係る提案	(〃)	6
競技の実施		

告示

島根県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年1月13日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社CHORAK U R&K	訪問介護	ながればし江津	江津市都野津町2363-7	令和8年2月28日
	通所介護			

島根県告示第10号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月13日

島根県知事 丸山達也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年3月28日	公表
令和7年4月25日	変更
令和7年6月4日	変更
令和7年6月17日	変更
令和7年11月13日	変更
令和7年11月21日	変更
令和7年12月25日	変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

137.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	45.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	89.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

48.3トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	46.7トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	1.4トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

特 定 調 達 公 告

島根県立中央病院仮想基盤更新構築及び保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和8年1月13日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立中央病院仮想基盤更新構築及び保守業務

(2) 業務の内容

島根県立中央病院設置の仮想基盤更新構築及び6年間の保守業務

(3) 仕様

「島根県立中央病院仮想基盤更新構築及び保守業務要求仕様書」による。

(4) 契約期間

ア 更新構築業務

契約日から令和9年3月31日まで

イ 運用保守業務

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

714,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県立中央病院病院長の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年1月13日（火）から同月30日（金）まで

土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 2階 情報システム管理室

(2) 提案競技説明会

実施しない。

4 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認めた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

エ 直近の財務諸表

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 提案書

コ 見積書

サ 本委託業務体制図

シ 資格・業務経歴等の書類・資料

ス I S M S ・ プライバシーマーク等の書類

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

(ア) 4の(1)のアからクまでの書類については、令和8年1月30日（金）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後3時までに必着のこと。

(イ) 4の(1)のケからスの書類については、令和8年3月3日（火）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後3時までに必着のこと。

ウ 提出先

9と同じ。

(4) 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、提案競技参加資格確認通知書により通知する。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書（様式1）により電子メールにて提出すること。

(2) 提出先は、9と同じとする。

(3) 提出期限は、令和8年1月22日（木）午後3時までとする。

(4) 質問に対する回答は、提案競技説明書の配付者全員に対し、電子メールにより通知する。

6 選定方法

(1) 別に設置する「島根県立中央病院仮想基盤更新構築及び保守業務委託に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、以下の点を特に考慮する。

ア 高い拡張性の実現

イ 高い安定性の実現

ウ 運用負担の軽減

エ 現場影響が少ない移行の実現

オ 構築費用

カ 運用・保守費用（稼働後6年分）

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加減算する方法により算出する。

(5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリングを行う。

(6) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知するとともに、島根県のホームページにおいて公表する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

7 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき、単年度毎に案分し随意契約を行う。ただし、議会において本件委託業務に係る予算が議決されない場合は、契約を行わない場合がある。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 契約における特約条項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定による長期継続契約であるため、契約終結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除する場合がある。

8 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院 情報システム課 担当：錦織、池田

電話（直通） 0853-30-6486 FAX 0853-21-2975

電子メール kikaku@spch.izumo.shimane.jp

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : One set of the Shimane Prefectural Central Hospital virtualisation infrastructure

(2) Deadline for submission of proposal documentse : 3 : 00 PM on 3 March 2026

(3) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6428

島根県立中央病院医用画像管理システム更新構築運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和8年1月13日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立中央病院医用画像管理システム更新構築運用保守業務

(2) 仕様

「提案競技要求仕様書」による。

(3) 期間

ア 更新構築業務

契約日から令和9年3月31日まで

イ 運用保守業務

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

289,623,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県立中央病院病院長の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。

3 提案競技説明に関する事項

- (1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年1月13日（火）から同月30日（金）まで

土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 2階 情報システム管理室

- (2) 提案競技説明会

実施しない。

4 提案競技参加資格確認手続

- (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認めた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

エ 直近の財務諸表

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 提案書

コ 見積書

サ その他提案競技実施要領に記載する書類

- (2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

- (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

(ア) 4の(1)のアからクまでの書類については、令和8年1月30日（金）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後3時までに必着のこと。

(イ) 4の(1)のケからサまでの書類については、令和8年2月25日（水）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後3時までに必着のこと。

ウ 提出先

9に同じ。

- (4) 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、提案競技参加資格確認通知書により通知する。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書（様式1）により電子メールにて提出すること。
- (2) 提出先は、9と同じとする。
- (3) 提出期限は、令和8年1月22日（木）午後3時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、提案競技説明書の配付者全員に対し、電子メールにより通知する。

6 選定方法

- (1) 別に設置する「島根県立中央病院医用画像管理システム更新構築運用保守業務委託に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、以下の点を特に考慮する。
 - ア 将来にわたって増加し続ける画像データ量への対応
 - イ データの真正性の担保
 - ウ 画像ビューア及びレポートの利便性の向上
 - エ 3次元画像解析を必要な場所で閲覧することが可能な仕組みの構築
 - オ システム障害等による運用への支障が生じない仕組みの構築
 - カ システム導入及び保守に係わる費用対効果
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加減算する方法により算出する。
- (5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリングを行う。
- (6) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知するとともに、島根県のホームページにおいて公表する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

7 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、単年度毎に案分し随意契約を行う。ただし、議会において本件委託業務に係る予算が議決されない場合は、契約を行わない場合がある。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 契約における特約条項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定による長期継続契約であるため、契約終結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除する場合がある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院 情報システム課 担当：錦織
電話（直通） 0853-30-6486 FAX 0853-21-2975
電子メール kikaku@spch.izumo.shimane.jp

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : One set of the Shimane Prefectural Central Hospital Picture Archiving and Communication System
- (2) Deadline for submission of proposal documentse : 3 : 00 PM on 25 February 2026
- (3) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6486